訪問看護重要事項説明書

1. 事業者の概要

_		
事業者	社会医療法人社団正志会	
	立石訪問看護ステーションペンギン	
所在地	〒124−0012	
	東京都葛飾区立石5-9-26 ケアガーデンISHIDA 1階	
	TEL 03—6657—7891	
	FAX 03-6657-7892	
管理者名	やまざわ のりこ	
	山澤 祝子	
事業者指定番号	1362290080	
サービス提供地域	葛飾区青砥1~8丁目・奥戸2丁目・お花茶屋1~3丁目・亀有 1、4丁目・白鳥1~4丁目・宝町1、2丁目・立石1~8丁目・ 西新小岩4丁目・東新小岩6丁目・東立石1~4丁目・東堀切1 ~3丁目・東四つ木1~4丁目・堀切1~8丁目、四つ木1~5 丁目	
設立年月日	平成24年10月1日	

2. 運営の方針

ステーションは訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう支援します。

(1) 事業の運営にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めていきます。

3. サービス内容

訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪などによる清潔の保持
- ②食事及び排泄など日常生活の世話 ④褥瘡の予防・処置
- ⑤服薬管理 ⑥リハビリテーション(拘縮予防、歩行訓練など)
- ⑦カテーテル類の管理 ⑧ターミナルケア ⑨療養生活や介護方法の指導
- ⑩その他医師の指示による医療処置
- (1) 訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医に訪問看護指示書を交付していただく 必要があります。指示期間は主治医により決められます。
- (2) 事業者は利用者の希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

4. 職員と体制

職員	職種	雇用形態	員数
管理者兼訪問看護師	看護師	常勤	1名
訪問看護師	看護師	常勤	4名
	看護師	非常勤	
理学療法士	理学療法士	常勤	4名
	理学療法士	非常勤	
作業療法士	作業療法士	常勤	
事務員		常勤	1名

5. 営業時間

区分	月曜日~金曜日	土・日・祝日
営業時間	8:30~17:00	休日

※年末年始(12/30~1/3)は休業となります。

常時、利用者やご家族からの電話による連絡体制を整えています。

6. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は別表のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(※又は、介護保険の法定利用料の範囲内で当事業者が設定した金額です。)

- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。
- (4) 介護保険外のサービスとなる場合には、居宅介護サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。
- (5) 支払方法は、銀行等の指定口座より自動引き落としとなります。
- (6) 月毎に精算し、当該月分の請求書を翌月の10日前後に発行いたします。翌月の20日に 指定口座より引き落としさせていただきます。引き落とし完了確認後、領収書を発行いた します。
- (7) 預金残高不足で引き落としが出来なかった場合は、翌月に合わせて請求させていただきますが、2ケ月間続けて引き落としが出来なかった場合は、現金で集金させていただきます。
- (8) 交通費については、通常のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。

但し、区域外は自動車を使用した場合1kmにつき100円となります。

7. 相談窓口・苦情対応について

お客様相談・苦情受付窓口までご連絡ください。

★事業所の窓口★

①電話番号:03-6657-7891 担当:山澤 祝子

(受付時間:8:30~17:00 土・日・祝日休み)

★平成立石病院の窓口★

②電話番号:03-3692-2121 担当:事務長

(受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日休み)

★葛飾区の窓口★

電話番号:03-3695-1111(代表) 葛飾区介護保険課

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日休み)

★その他★

() 区:03- -

★東京都国民健康保険団体連合会★

電話番号:03-6238-0177 専用ダイヤル

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日休み)

8. 事故発生時の対応

- (1) 当事業者は訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村へ報告を行い、利用者の家族、及び介護支援専門員等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 当事業者は、前項の事故の状況及び事故に際しとった処置について記録します。 その記録は契約終了から2年間保存します。
- (3) 利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかにご連絡下さい。
- (2) サービスを変更する場合には、前日の17時までにご連絡下さい。中止の連絡がない場合には、キャンセル料を請求させて頂きます。

但し、ご利用者の急変、入院等やむ得ない理由がある場合には請求しません。

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従いまた、 緊急連絡先に連絡します。

11. 災害時における緊急対策

災害(地震・火災・風水害等)が発生し交通機関が停止した場合、または職員が新型コロナウイルス感染症の陽性事例が発生した場合には、利用者様の安全を優先し訪問規模・頻度の縮小もしくは事業所を一時的に(概ね14日間)に閉鎖する場合があります。その際、緊急的に区内にある別の訪問看護ステーションと連携をとり、訪問看護が提供できる体制を考えています。別の訪問看護ステーションをご利用される場合は個人情報の保護の観点から守秘義務を課して利用者様が困らないように必要な情報をお伝えしますので、ご了承ください。

12. サービス提供体制強化加算

提供するサービスの質を上げるための取り組み(研修、会議など)を行っていることを 評価する加算です。

13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、 ご了承ください。
- (2) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の可能な維持回復のために療養上の世話や補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんのでご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 感染防止のため処置及びケアの時はゴム手袋を使用させていただきます。また処置前後 手洗いをさせていただきますのでご了承ください。